

一般社団法人日本ドローンレスキュー災害支援協会 会員規約

第1章 総則

第1条（目的）

この規約は、一般社団法人日本ドローンレスキュー災害支援協会（以下、「本協会」という）の会員の資格、権利、義務及び会員手続きに関する事項を定めることを目的とする。

第2条（会員の種類）

本協会の会員は、正会員と準会員、賛助会員、青年会員の4種類とする。

正会員は、本協会の目的に賛同し、入会申込みを行い、理事会の承認を受けた個人または法人である。

賛助会員は、本協会の活動を支援する意志を持つ個人または法人であり、理事会の承認を得て入会した者とする。

第2章 入会及び退会

第3条（入会手続き）

会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、入会金（該当する場合）を添えて本協会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

第4条（退会手続き）

会員が退会を希望する場合は、退会届を本協会に提出するものとする。退会届が提出された月の末日をもって退会とする。

第5条（除名）

会員が以下のいずれかに該当する場合、理事会の決定により、その会員を除名することができる。

本規約または本協会の定めるその他の規則に違反した場合

本協会の名誉や信用を著しく損なう行為をした場合

その他会員として不適切な行為が認められた場合

第3章 会員の権利と義務

第6条（会員の権利）

会員は、本協会が定める事業に参加する権利及び情報を受ける権利を有する。また、正会員は総会において発言権及び投票権を有する。

第7条（会員の義務）

会員は、本規約及び本協会の定めるその他の規則を遵守し、年会費その他本協会が定める費用を納入する義務を負う。

第4章 財務

第8条（会費）

会員は、本協会が定める会費を納入するものとする。会費の額及び納入方法は別途理事会が定める。

第5章 その他

第9条（規約の改正）

この会員規約の改正は、総会において出席会員の2/3以上の賛成をもって行う。

第10条（附則）

この規約は、2024年4月16日より施行する。